

2019年度東京学芸大学大学院教育学研究科研究生出願要項
(委託研究生用)

1. 出願の概要

- (1) 委託研究生は、委託機関（国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして本学が適当と認めた機関）から派遣された者が、指導教員の指導のもとに、特定の専門事項について研究するものとする（以下「委託研究生」を「研究生」という）。
- (2) 研究生として出願する者は、出願前に必ず希望する指導教員の面接等を受け、承認を得ることとする。
- (3) 研究生の在学期間は、3ヶ月以上1年以内とし、年度を超えることはできない。
また、研究開始日は月の初日、研究終了日は月の末日とする。
- (4) 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。
- (5) 研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について、本学所定の証明書を交付する。
- (6) 研究生の検定料、入学料及び授業料は、次のとおりである。

- | | |
|-------|-------------|
| ① 検定料 | 9,800円 |
| ② 入学料 | 84,600円 |
| ③ 授業料 | 29,700円（月額） |

※ 上記金額を改定することがある。

【注1】 検定料は出願時に、入学料は入学手続き時に、授業料は指定する期間内に、それぞれ納入すること（納入方法・期間等詳細は別途通知する）。

なお、一旦納入した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

【注2】 現職教育のため、任命権者の命により派遣された教職員である研究生の検定料、入学料、授業料は、徴収しない（なお、法令等に指示のある場合を除く）。

- (7) 研究生の実験実習に要する費用は、研究生の負担とする。
- (8) 研究生が授業の聴講を希望する場合は、指導教員と授業担当教員の承認を必要とする。
ただし、聴講が認められた場合も単位として認定されないので注意すること。

2. 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条ただし書の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

3. 出願書類等

- | | |
|---|-----|
| (1) 委託機関の長から本学学長あての依頼状（公文書） | 1 通 |
| (2) 研究生願書（本学所定のもので、希望指導教員名の欄に指導教員の承認印を得たもの） | 1 通 |
| (3) 履歴書（本学所定のもの） | 1 通 |
| (4) 研究計画書（本学所定のもの） | 1 通 |
| (5) 修了証明書（最終出身学校のもの） | 1 通 |
| (6) 所属長の本人に関する調査書（本学所定のもの） | 1 通 |
| (7) 検定料 9,800円（納入方法については、「4. 入学検定料の納付方法について」を参照のこと） | |

4. 入学検定料の納付方法について

添付した「入学検定料振込依頼書」により、出願期間前までに銀行の窓口で納付する。銀行から返却された振込金（兼手数料）受領書と納入済票のうち「納入済票」を願書の所定の欄に貼付すること。

5. 出願期間

原則として研究開始日の40日前まで

6. 出願場所

東京学芸大学 学務部 学務課 総務係（南講義棟（S棟）1階）

所在地 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

電話 042-329-7176

7. 受入に関する回答

受入に関する回答は、委託機関の長あてに通知する。

8. 入学に関する事務手続

研究期間初日に学務課総務係にて入学に関する事務手続きを済ませること。